

## 議案第 2 号

教育委員会所管の学校の臨時的任用職員の給与に関する規則の一部  
を改正する規則案

教育委員会所管の学校の臨時的任用職員の給与に関する規則（平成 4 年大阪市  
教育委員会規則第 20 号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第 1 項とし、附則に次の 1 項を加える。

- 2 教育委員会所管の学校の教員等の給料表に関する規則の一部を改正する規則  
（平成 28 年大阪市規則第 177 号）附則第 2 項から第 5 項までの規定は、臨時的  
任用職員については、適用しない。

附 則

この規則は、平成 29 年 2 月 1 日から施行する。

(参照)

(太字は改正)

教育委員会所管の学校の臨時的任用職員の給与に関する規則（抄）

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 **教育委員会所管の学校の教員等の給料表に関する規則の一部を改正する規則（平成28年大阪市規則第177号）附則第2項から第5項までの規定は、臨時的任用職員については、適用しない。**

# 教育委員会所管の学校の臨時的任用職員の給与に関する規則の一部改正 について

## 1 改正の理由

大阪府において、平成 28 年 10 月の大阪府人事委員会勧告に基づき、平成 29 年 1 月 1 日より給料表を引き下げるとともに、平成 28 年 4 月から 12 月までの公民給与の較差を解消させるため、平成 29 年 2 月の給与月額で調整を行うための規則改正がなされた。

大阪府において臨時的任用職員は、この給与月額の調整対象から除外されているところ、大阪府に準じて給与・勤務条件制度を定めている市費負担教員についても同様の改正を行う必要があることから、本規則を改正する。

## 2 改正の内容

臨時的任用職員を給与月額の調整対象職員から除外する。(附則第 2 項)

(参考)

教育委員会所管の学校の教員等の給料表に関する規則の一部を改正する規則（平成 28 年大阪市規則第 177 号）附則第 2 項から第 5 項までの規定による調整方法

平成 28 年 4 月 1 日の給料月額（給料の調整額及び教職調整額を除く。）及びこれにかかる地域手当の合計額に調整率 0.3% を乗じて得た額に 4 月から 12 月の調整期間である 9 月を乗じて得た額を平成 29 年 2 月の給料月額より除算する。

## 3 施行期日

平成 29 年 2 月 1 日